

マイナ保険証等による診療情報取得・活用について

○公立藤田総合病院は、マイナ保険証の利用や問診票等を通じて患者さんの診療情報を取得・活用することにより、質の高い医療の提供に努めている医療機関(電子的診療情報連携体制整備加算、電子的歯科診療情報連携体制整備加算の算定医療機関)です。

○マイナ保険証により正確な医療情報を取得・活用することにより、質の高い医療を提供することが可能となります。マイナ保険証のご利用をお勧めします。

※マイナ保険証による診療情報取得に同意して頂くことで、処方(当院以外の処方も含む)や直近の特定健診の結果を主治医が電子カルテで閲覧することができます。

◆電子的診療情報連携体制整備加算2(令和8年6月1日より)

初診時 (月1回)	9点	再診時 (月1回)	2点	入院基本料等加算 (入院初日)	80点
--------------	----	--------------	----	--------------------	-----

◆電子的歯科診療情報連携体制整備加算1(令和8年6月1日より)

初診時 (月1回)	9点	再診時 (月1回)	2点
--------------	----	--------------	----